

## 現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第7号様式第11条第2項ただし書に基づき、現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとすることに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (条件)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事については、2件まで現場代理人の兼任を認めるものとする。

（1）請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満のもの

（2）同一の川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び管理者が指定する組織において監督を行うもの

2 橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間のうち管理者が認める期間については、現場代理人の常駐を要しないものとする。

3 管理者は、前項の工事の工場製作過程で、同一の工場内において他の同種の工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能な期間に限り、これらの工事について現場代理人の兼任を認めるものとする。

4 第1項の規定を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事等で、この要綱を適用することが適当でないと管理者が認めるときは、現場代理人の兼任を認めないものとする。

5 第1項の規定により兼任を認められた工事が、設計変更により同項第1号に掲げる条件を満たさなくなった場合においても、引き続き同項の規定の適用を受けるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に締結された工事に係る契約についても適用する。ただし、既に満了している契約については、こ

の限りでない。